学校生活のきまり

太田フレックス高等学校の生徒としての自覚を持ち、以下に挙げる生徒像を目指して、良識ある行動をとるとともに、積極的に学習しましょう。

- ・ 自己を磨き、自らの夢の実現のため意欲的に学び続けることのできる生徒
- ・ 他者とのコミュニケーションを大切にし、互いの個性を尊重し協調できる生徒
- ・ 社会規範に従い、自己責任のもとに行動できる生徒
- ・ 他者を思いやり、積極的に社会に貢献できる生徒
- ・ 日本の文化や伝統を理解し、社会の変化に柔軟に対応できる生徒

【学校生活】

- 1 欠席・遅刻をする場合は、必ず保護者から学校へ連絡をしてください。また、早退する場合は、教科担当の許可を待ってから退出しましょう。15分以上遅刻または早退すると1回の欠席となります。
- 2 連絡は、基本的に「Google Classroom」、「掲示板」、および清掃時にゼミ担任から 行います。また、Ⅲ部は一号館ロビーのディスプレイでも連絡します。毎日、確認 する習慣を身につけてください。
- 3 身分証明書は、本校の生徒であることを確認するために必要なものです。常に携帯しましょう。
- 4 授業の開始時間をしつかり確認して、5分前には教室に入って授業の準備をしてください。授業中は、集中して学習に取り組みましょう。
- 5 携帯電話・スマートフォン等は、校内に持ち込めますが、授業や集会の時には、必ず電源を切ってください。特に、考査中の携帯電話の所持は、不正行為とみなします。
- 6 自分の時間割に合わせて登下校をしてください。次の授業や部活動等の時間を待つために、授業時間を空き時間として過ごす場合は、次のことを守ってください。
 - ① 校内の施設で自習し、静かに過ごす。校外で時間をつぶすことは原則しない。
 - ② 原則として休憩室や図書館を利用すること。それ以外で教室を利用する場合は清掃や机・椅子を整頓し、授業に支障が出ないように気をつける。なお、冷暖房を使用することはできません。
- 7 食事は、指定の時間に、休憩室及び教室でとってください。飲食の後片付けをきちんと行い、ごみの分別やごみが出ない工夫をする等、各自が責任を持って行動してください。
- 8 Ⅰ・Ⅱ部の生徒については、Ⅲ部の授業を受講または指導教員の下で活動している場合を除き、下校時間を午後5時とします。それ以降、無断で休憩室等を利用することはできません。

- 9 学校の施設や設備は大切に扱い、万一破損した場合には直ちに申し出てください。
- 10 貴重品及び現金の管理は、各自が責任を持って行ってください。万一紛失したり、 落とし物を拾ったりした場合は、速やかに係職員に申し出てください。不必要な現金 や高価な物は、学校に持ってこないようにしましょう。
- 11 喫煙・飲酒は厳禁です。成年者であっても、登下校時を含め、学校管理下での喫煙・飲酒は指導の対象となります。また、タバコ類・酒類を校内に持ち込まないこと。

【就労】

- 12 就労(含 アルバイト)については、保護者の同意を得て、必ず学校へ届け出てください。
- 13 高校生としてふさわしくない仕事、また宿泊や深夜にわたる仕事はやらないこと。
- 14 高校生の本分を忘れず、仕事のために学業がおろそかになることのないように心掛けてください。

【交通】

- 15 自転車で通学する者は、自転車の整備を怠らず、常に安全を心掛けましょう。
- 16 自転車を通学で使用する場合は、学校のステッカーを必ず貼ってください。
- 17 電車で通学する者は、駅の構内や電車内でのマナーを守り、公共施設を正しく利用しましょう。
- 18 二輪車(原動機付自転車、自動二輪車)、自動車の免許取得及び利用について
 - ① 免許を取得する場合は「免許取得届」(※)を原付は免許センター受験前、自動二輪車・自動車は教習所入所前に、保護者連名のもと必ず提出してください。免許取得のため欠席するなど学校生活をおろそかにした場合は、指導の対象となります。
 - ② 入学前に運転免許を取得している場合は、必ず申し出てください。
 - ③ 学校管理下(通学、部活動及び学校行事への参加等)における利用は、原則として禁止しています。ただし、特別な事情がある場合は、「車両通学使用許可願」を提出してください。審議の上で許可される場合があります。
- 19 許可を受けていない生徒が学校管理下の活動で原付・自動二輪車や自動車を使用した場合、指導の対象となります。

※「免許取得届」の誓約内容

<免許取得について>

- 1 免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退しません。
- 2 免許の内容に変更があった場合は、変更内容を届け出ます。

<二輪車、自動車の利用について>

- 1 交通法規を遵守し、安全運転につとめます。
- 2 学校管理下(通学、部活動及び学校行事への参加等)では使いません。
- 3 交通事故、交通違反を起こした場合は、全て保護者の責任において処理し、 ただちに学校へ届け出て指導に従います。

【災害非常時等の登校について】

- 20 全体に大きな危険が生じる可能性が高いと判断できる場合は、学校が休校等を判断します。この場合は、本校 WEB ページに掲示します。また、「フレックス高校安心メール」でも配信します。(未登録の場合、必ず登録をお願いします。)
- 21 登校についての最終的な判断は、それぞれの保護者・生徒の判断を尊重します。
- 22 保護者・生徒の判断によりやむを得ず欠席する場合は、当日の申し出と、当日取り 組んだレポートの後日の提出等により、出席扱いとすることを検討します。

【学校にいて大地震(概ね震度6弱以上)が発生したとき】

- 23 まずはその場で安全確保(頭部保護・机の下への避難等)をする。
- 24 指示があるまでその場で待機、避難指示後に速やかに移動する。
- 25 避難場所で点呼を受ける。
- 26 各自が保護者と連絡する。保護者と連絡がつくまでは、原則として学校待機とする。 ※このような事態の時の連絡方法や家族全員が落ち合う場所等は、事前に家庭内で 話し合う。